



内容のわからない支払請求

身に覚えのない支払請求のハガキが届いたという相談が急増しています。そのような架空請求に対しては、自分から連絡したりせず、毅然とした態度でのぞむ必要があります。



A男さんからの相談

有料ウェブサイト利用料の請求ハガキが届いた。利用した覚えがないので、ハガキに書かれていた電話番号に連絡したら、「利用料未払いについて訴訟を起こす予定だが、供託料50万円を払えば訴訟取り下げの手続きをしてあげる」と言われた。取り下げが終了したらその50万円は返すと言うので、住所や名前、電話番号を伝えてしまった。



B美さんからの相談

「電子消費者料金未納」というハガキが届き、ハガキに書かれたNPO法人の連絡先に電話したら、電話に出た弁護士に「裁判のための供託金が必要」と言われたので、50万円を振り込んだ。その後また弁護士から、「訴訟が手こずっている。財産が差し押さえになると全財産を失うことになってしまう。そうならないために、いったん手持ち金を全額預かるので振り込むように。」と言われた。

お答えします

債権回収業者や公的機関、またはNPO法人のように名乗り、「電子消費者料金未納請求」「電子消費者契約法に基づく請求」「総合消費料金未納分訴訟最終通告」などの通知をハガキで送りつけてくるケースが、最近多発しています。

そのハガキの特徴は、いつどのような債務が発生してなぜ請求されるのか、また請求金額がハガキに明記されておらず、はっきりしない 訴訟番号や法律の名称、法律用語などが並び、不安をあおるような文章になっている。訴訟を起こしたので、取り下げたいなら至急連絡をするよう電話番号が書かれている。(または、「書かれている期限までに連絡しなければ訴訟になる」などと書かれている)などが挙げられます。

このようなハガキは不安に思った消費者から連絡を受けることをねらって、手当たりしだいに送られているもので、その請求内容について身に覚えがないのなら、連絡をする必要はありません。自分から連絡をしないことが最大の防御となります。「身に覚えがない場合は連絡を」と書かれてあるので、電話をしてしまったりすると、言葉巧みに名前や住所、電話番号などの個人情報を聞き出し、訴訟を取り下げたければお金を振り込むよう脅かしてくるのです。万一A男さんの場合のように個人情報を伝えてしまっ

も、そのまま無視し続けることが大事です。

なお、本物の訴訟の通知(「支払督促」「少額訴訟の呼び出し状」など)は、裁判所から『特別送達』という特別な郵便により送付され、原則として郵便配達人が直接名あて人に手渡すことになっており、ハガキで郵便受けに投げ込まれるということはありません。

また、振り込みをしようとする時に、金融機関でも怪しい口座をチェックし、本当に振り込みをしてもいいのか確認してくれることで、被害に気づくケースも出ています。

= おかしいな?と思ったら、まず相談を =

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999

午前9時30分～正午

午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談

☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時

産業振興課 内線245・246



12月の消費生活相談

相談日等 12月4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)

午前10時～正午 午後1時～3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

消費生活セミナー

町では、消費生活に役立つ内容をテーマとして、セミナーを開催しています。参加費は無料ですので、気軽に参加してみませんか。

テーマ 冠婚葬祭の正しい知識

慶弔マナーについて

日時 12月12日(火) 午前10時から

場所 はびすしらおか 会議室3・4・5

講師 東京ふるしき振興会
専任講師 小高 法子氏

問合せ 産業振興課 内線245・246